

令和 8 年度 予算編成方針

令和 7 年 11 月 17 日

松川町長 北沢 秀公

第 6 次総合計画が目指す町の将来像「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」を達成するため、町民一人ひとりの「しあわせ実感 = Well-Being」につなげることを予算編成の基本方針とする。

令和 7 年度は、物価上昇が賃金上昇を上回っており、物価高騰による町民生活への影響が続いている。また、人口減少・少子化の加速、災害リスクの高まり、DX や GX への対応など、町が取り組むべき課題は多岐にわたっている。

こうしたことから、令和 8 年度の予算編成は、政策・事業の効果検証と再構築を徹底し、限られた財源を最大限に活用することで、必要な施策の実施と健全財政の両立を図るため、中期的な視点から進める。

1. 重点項目

総合計画における将来像を実現するため、重点的に取り組むべき事項は次のとおり。

(1) 子ども・子育て支援、教育の充実

出生数の減少と若年層の流出が続くなか、妊産婦訪問や産後ケアなどの伴走型支援の拡充、育児相談や交流の場づくりとして子育て支援センターの機能強化により、切れ目ない支援体制を構築する。一方で、園児数が減少していることや、今後の移住促進施策や子育て施策を考慮した新たな保育園の運営方法について検討を進める。また、物価高により子育て世帯の負担も増していることから、小中学校・保育園の給食費無償化を継続する。

教育面では学力の向上に努め、特に保育園・小中学校までの英語遊びや英語教育の充実により、幼少期からの国際感覚を養う。

(2) 雇用創出

雇用機会の提供が不足していることで生産年齢人口の流出につながり、人口減少や少子高齢化が進行している。業種や事業規模に拘らない多様な雇用機会を創出することで、生産年齢人口の流出を防ぐとともに、U・I ターンによる若者の定住を促進し、所得向上

や消費拡大による地域経済活動の活性化を図る。具体的には、産業団地の検討・企業誘致に加え、産学官民が連携した「シゴトづくり」を推進する。

また、ふるさと納税をはじめとした特産品の販売促進を行うことで、地域資源を活用した商品開発により、地域ブランド力の向上を図るとともに、地元農産物などの高付加価値化を進める。

(3) 移住定住の促進

旧国土交通省官舎を子育て世帯への移住促進拠点としてリノベーション、旧上片桐専用側線跡地を子育て支援機能を中心とした複合的拠点整備として検討する。また、地域の魅力発信、文化や暮らしに触れる機会を提供することで関係人口の拡大から定住へとつながる導線を整備する。

(4) その他

① 防災・インフラの強化

災害に備えて地域防災力を高めるとともに、社会基盤を計画的に整備し、安全安心に暮らせるまちづくりを推進する。

② GXの推進・脱炭素社会の実現

地球温暖化対策基本計画および実行計画に基づき、CO2排出量の削減、環境負荷低減に取り組む。

③ デジタル・業務改革の推進

業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、デジタル技術の活用と事務フローの見直しに取り組む。

2. 予算要求の基準等

(1) 松川町の財政状況

令和6年度一般会計決算は、実質収支が2億5,693万円の黒字となった。財政調整基金残高は10億5,160万円に増加、町債残高は42億5,386万円に減少した。

一方で、実質公債費比率は7.1%、経常収支比率は80.8%となり、財政構造は硬直化していると言わざるを得ない。これは、人件費および物価高騰による物件費の増加が主な原因と考えられ、これら経常経費の抑制は喫緊の課題と捉えている。

(2) 通年予算による編成

予算は「通年予算」で編成することとし、年間を通じて予想される全ての収入・支出を要求すること。年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できなか

ったもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。

※ 年度途中に申請・採択となる国県補助事業は当初予算に計上することが当然であり、財政部局の判断を待たずにみだりに追加の補助事業申請を行わないこと。

※ 国・県の政策によりやむを得ない場合のみ、必要に応じて補正予算による計上を認めることとする。

(3) 歳入に関すること

歳入見積にあたっては積算を正確に行い、過大見積を避けること。一般財源の支出を抑制するため、全ての事業に対して国県補助金などの財源がないか改めて確認すること（財源確保の徹底）。クラウドファンディングなど新たな財源確保の手法も検討し、安易に一般財源に頼ることがないようにすること。その他以下の点に留意すること。

- 使用料及び手数料については、事業に要する経費を賄うに足る額となるよう、値上げを含めた見直しを行い、料金収入に確保を図ること。
- 国及び県支出金については、行財政制度の動向を把握し的確に見積もること。
- 町税については、経済情勢の推移、税制改正を十分に勘案するとともに、現況の所得状況を見極め、的確な判断により確実な見込み額を計上すること。

(4) 歳出に関すること

予算要求にあたっては、積算を正確にし、過大見積りを避け、無駄な労力や無益な軋轢を避けること。全項目に共通して、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については原則全額を認めることとするが、経常的経費は節減を、政策的経費は廃止を含めた事業見直しを行った上で要求すること。その他以下の点に留意すること。

- 人件費は、令和8年1月1日現在の現員現給を基礎とし、時間外勤務手当については令和7年度見込額を上回らないよう計上すること。
- 旅費は、出張の必要性、人員などに配慮し計上すること。また中長距離の出張は、人員・燃料費・高速道路料金を考慮し、公共交通機関の利用を含めて最も安価となるよう工夫すること。
- 需用費は、令和7年度水準を上限とし、次の点に留意すること。
 - ・ 各種消耗品の使用節減に努めること。
 - ・ 電気・ガス・水道など光熱水費の使用抑制に努めること。冷暖房の基準温度を厳守すること。
 - ・ 印刷物については、ペーパーレス化、内部印刷の活用、HPや広報まっかわへの掲載などにより経費の節減に努めること。
- 委託料は、経常的なものも一度白紙に戻し、業務内容に精査・検討を加えて見直しを行うこと。

- 工事請負費は、行政効果を検討し事業内容を調整の上、必要最小限度の額を計上すること。また、効果が全町に及ばないものについては受益者負担を検討すること。
- 負担金、補助金及び交付金は、時代の要請に合わないもの、初期の目的を達成したものを積極的に廃止や圧縮するなど、調整のうえ計上すること。また、各種団体の決算において繰越金が多額に出ているものは補助金の縮減を図ること。

(5) 特別会計・公営企業会計

特別会計は、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努めること。

公営企業会計は、経営の合理化を図るとともに、企業性格を十分に発揮し、独立採算制の確保に努めること。なお、他の住民サービスに要する経費を圧迫する恐れがあることから、各公営企業会計への一般会計からの基準外繰出金は、上限額を設けることとし、それを上回らないように予算計上すること。